

令和3（平成33）年度  
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品の製造等）の作成要領

国立研究開発法人水産研究・教育機構

物品の製造等の業者で、国立研究開発法人水産研究・教育機構において行う競争契約に参加する資格を得ようとする方は、この要領によって資格審査申請書を提出してください。

この申請による有資格者の資格の有効期間は、資格を付与されたときから令和4（平成34）年3月31日までとなります。

**※なお、全省庁の令和3（平成33）年度物品の製造契約、物品の販売契約、役務の提供等契約及び物品の買受け契約における競争参加資格を有する者については、この申請をする必要はありません。ただし、国立研究開発法人水産研究・教育機構のみの競争契約参加資格では、国の機関の有資格者にはなれませんので、ご注意ください。**

申請書の記載要領

**共通事項**

- 1 国立研究開発法人水産研究・教育機構全ての機関に共通して有効な資格となりますが、申請にあたっては、申請場所へのみ提出してください。
- 2 既に資格を有している場合は、再度資格の有効期間が同じとなる申請を行うことはできません。（等級の変更もできません。）
- 3 等級の算出方法につきましては当機構のホームページ「一般競争参加資格」内の「令和3年度公示」を参照してください。
- 4 申請書は、黒のボールペン又は万年筆で、一字一字わかりやすく丁寧に記入してください。
- 5 記載事項の記入は、申請日現在で記入してください。  
また、決算に関する事項については、申請日以前の直近のものを原則とし、金額は、千円単位（百円の桁を四捨五入）で記入してください。
- 6 フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点・半濁点は一文字として扱ってください。
- 7 資格申請書の内容の一部（業者コード、商号又は名称、所在地、電話番号、等級、営業品目）は、資格審査後、一般競争（指名競争）参加資格者名簿として公開されますので予め御了承ください。

**外国業者が申請する場合**

- 1 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。
- 2 登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。
- 3 申請書は日本語で作成するとともに、添付書類で外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- 4 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を記載してください。

**添付資料**

- ・公的機関が発行する書類については、発行日から3か月以内のものに限ります。
  - ・添付書類は内容が鮮明であれば写しでも可能です。
- 1 資格申請（新規または更新）の場合
    - ・①～④（個人の場合は②～④）を全て添付の上送付してください。
    - ① 登記事項証明書（法人の場合のみ）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書です。

## ② 営業経歴書

営業経歴書とは、申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類です（上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可）。申請日前1年以内に作成したものを提出してください。

## ③ 財務諸表類

財務諸表類とは、申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書や正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録等です。また、営業用純資産額に関する書類及び収支計算書とは、確定申告書等財務諸表類に類する書類です。

※適格組合にあつては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。

## ④ 納税証明書

- ・（個人の場合）その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用
- ・（法人の場合）その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

※適格組合にあつては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。

## 2 変更届の場合

- ・変更申請の場合は、以下のとおり、変更する項目により必要な添付書類が異なります。必要な書類のみ添付の上送付してください。

### ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

- ① 資格審査結果通知書の写し
- ② 登記事項証明書の写し（法人の場合）、または変更項目を確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）の写し（個人の場合）

### イ 「営業所」の場合

- ① 資格審査結果通知書の写し

### ウ 「希望する資格の種類」又は「営業品目」の場合

- ① 資格審査結果通知書の写し
- ② 直近の財務諸表（「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合のみ）

※上記以外の項目についての変更はできません。（等級の変更もできません。）

## 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の（1）から（7）までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品の製造等）に変更事項を記載の上、申請場所へ届け出てください。なお、競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品の製造等）を提出できるのは、申請者もしくはその後任者のみです。

- （1）本社（店）住所
- （2）商号又は名称、電話番号及びFAX番号
- （3）法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- （4）許可・登録等の状況
- （5）営業所の名称、所在地、電話番号及びFAX番号（営業所の新設及び廃止を含む。）
- （6）取引銀行等の銀行名、預金種別、口座名義、口座番号

(7) 使用印鑑

添付資料

- 法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合  
商業登記簿の謄本（又は抄本）の写し
- 個人の住所及び氏名に係る変更の場合  
住所については住民票、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し
- 許可・登録の状況に係る変更の場合  
許可・登録の証明書の写し

**資格の有効期間**

この申請による有資格者の資格の有効期間は、資格を付与されたときから令和4（平成34）年3月31日までとする。

**申請の時期及び申請場所等**

随時申請の受付を行っておりますが、資格を付与されたときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

(1) 申請場所

国立研究開発法人水産研究・教育機構 総務部契約課契約第2担当

〒221-8529 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

テクノウェイブ100 6階

TEL045-277-0210（内線2674）

(2) 受付

①郵送受付：随時

②持参受付：土曜日、日曜日及び祝日を除く10時～17時（但し、12時～13時を除く。）

**その他の注意事項**

1 郵送の場合は書留郵便又は配達記録郵便にて送付してください。

2 長3封筒（宛先に「資格審査結果通知書」の送付先住所・社名・担当者名を記載し、84円切手を貼付したもの）も必ず提出してください。

**提出書類の記載要領**

01 定期・随時の確認

次の要件に該当する方の番号に○印を付けてください。

- ・ 1 定期…定期受付期間内に申請の場合
- ・ 2 随時…定期受付期間以降に申請の場合

02 新規・更新の確認

該当するほうの番号に○印を付けてください。

03 組合・公益法人・個人・その他の確認

次の要件に該当するほうの番号に○印を付けてください。

- ・ 1 組合…企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会の場合
- ・ 2 公益法人…公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条に規定する公益法人で国が所管するもの
- ・ 3 その他の法人…会社(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社)および士業法人(弁護士法人、監査法人、税理士法人、行政書士法人、司法書士法人、特許業務法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人)の場合
- ・ 4 個人…個人で事業を営んでいる場合
- ・ 5 その他…1～4の分類に当てはまらない団体・組織。  
地方公共団体、外国法人など

04 受付機関コード

当該欄は、記入不要です。

05 受付番号

//

06 業者コード

//

07 適格組合証明

経済産業局長(経過措置として、通商産業局長が発行した証明書の有効期間内においては、引き続き有効とする。)又は沖縄総合事務局長より、官公需適格組合証明書の発行を受けている適格組合は、証明書年月日及び番号を記入してください。

08 郵便番号

郵便番号及び住所を記入してください。なお、外国業者が申請する場合は、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記入してください。

09 住所

- ・ 都道府県名にはフリガナは必要ありません。
- ・ 「丁目」、「番地」は「- (ハイフン)」により記入してください。

10 商号又は名称

商号又は名称及び代表者氏名(役職、氏名)を記入してください。

11 代表者氏名・代表者印

・ 株式会社等法人の種類を表す文字については下記の略号を使用してください。また、略号にフリガナは必要ありません。

種類		略号	種類		略号
01 組合	企業組合	(企)	02 公益法人	一般社団法人	(一社)
	協業組合	(業)		公益社団法人	(公社)
	協同組合	(同)		特例社団法人	(特社)

	事業協同組合 商工組合 農業協同組合 有限責任事業組合	事業(同) (商) 農業(同) (責)		宗教法人 特定非営利活動法人 独立行政法人 福祉法人	(宗) (特) (独) (福)
02 公益法人	医療法人 学校法人 更生保護法人 一般財団法人 公益財団法人 特例財団法人 社会福祉法人	(医) (学) (更) (一財) (公財) (特財) (社福)	03 その他	株式会社 有限会社 合資会社 合名会社 合同会社 医療法人社団 税理士法人	(株) (有) (資) (名) (合) 略号なし 略号なし

- ・ 姓と名の間は1文字分あけてください。
- ・ 個人等の方で役職がない場合は、「代表」と記入してください。
- ・ 印には代表者印（代表者の役職又は名前が分かる印。個人の場合は個人印）を押印してください。

- 12 担当者氏名
- 13 電話番号
- 14 F A X 番号

申請手続の担当者（責任者）の氏名、電話番号、F A X 番号を記入してください。なお、担当者氏名欄は、姓と名の間を1文字あけてください。電話番号、F A X 番号は、それぞれ左詰めで、「-（ハイフン）」を入れて記入してください。

- 15 主たる事業の種類

営業実績の割合等から主たる事業の種類のうちいずれか一種類を選択して番号に○印を付けてください。

**1 物品の製造**…「日本標準産業分類」の大分類E－製造業をいう。

**2 物品の販売**…「日本標準産業分類」の大分類I－卸売・小売業をいう。

**3 役務の提供等**…「日本標準産業分類」の大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業、G－情報通信業、H－運輸業、郵便業、J－金融業、保険業、K－不動産業、物品賃貸業、L－学術研究、専門・技術サービス業、M－宿泊業、飲料サービス業、N－生活関連サービス業、娯楽業、O－教育、学習支援業、P－医療、福祉、Q－複合サービス事業、R－サービス業（他に分類されないもの）をいう。

**4 物品の買受け**…ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く。

次に、選択した主たる業種の詳細を、下記に従っていずれか1種類を選択してアルファベットに○印を付けてください。

- ・ **1 物品の製造**を選択した場合は…a ゴム製品・b その他
- ・ **2 物品の販売**を選択した場合は…c 卸売・d 小売
- ・ **3 役務の提供等**を選択した場合は…e ソフトウェア業又は情報処理サービス業・f 旅館業・g サービス業・h その他  
 ※ なお、「g サービス業」とは、O－教育、学習支援業、P－医療、福祉、Q－複合サービス業、R－サービス業（他に分類されないもの）をいう。
- ・ **4 物品の買受け**を選択した場合…i 立木竹・j その他

- 16 希望する資格の種類

**物品の製造**、**物品の販売**、**役務の提供等**、**物品の買受け**のうち、希

17 製造・販売等実績

望する資格の種類を選択（複数選択可能）して□に○印を付けてください。

次に、選択した資格の種類ごとに扱っている営業品目を選択（複数選択可能）し、□に○印を付けてください。

なお、営業品目の具体的事例は別表のとおりです。

①直前々年度分決算及び②直前年度分決算の欄に、財務諸表類の損益計算書の「売上高」の金額（建設工事、測量及び建設コンサルタント等を除く。）を記入してください。

③前2か年間の平均実績高の欄には、①と②の金額の平均を記入してください。

※②直前年度分決算とは、申請日より前に確定した直前の1事業年度分の決算のことです。

※①直前々年度分決算とは、直前年度より更に1年前の1事業年度分の決算のことです。

※決算が1事業年度1回の場合は、右側のみ（半期決算の場合は両方）に記入してください。

※個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業にかかわるものに限る。）を含めた実績を記入してください。

※公益法人にあつては、事業収入のみを記入してください。

※適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれの実績（申請をする事業と同じものに限る。）の合計を記入してください。

※新規設立法人等で決算実績が2事業年度（12か月×2か年度）分の決算実績がない場合は、以下のように記入してください。

(a) 「直前々年度分決算」がなく、「直前年度分決算」が12か月分または12か月に満たない月数の場合

②直前年度分決算の欄に当該年度の「売上高」を記入し、更に同じ数値を③前2か年間の平均実績高の欄に記入してください。

(b) 「直前々年度分決算」が12か月分ない場合

・①直前々年度分決算の欄と②直前年度分決算の欄にそれぞれの年度の金額を記入してください。

・③前2か年間の平均実績高の欄には、以下の計算で求められる数値を記入してください。

決算額の合計（①+②）÷決算期間の延べ月数×12か月

(例) ①直前々年度分決算…9,000千円（決算期間：平成25年8月から平成26年3月までの8ヶ月間）

②直前年度分決算…15,000千円（決算期間：平成26年4月から平成27年3月までの12ヶ月間）

③前2か年間の平均実績高

= (9,000千円+15,000千円) ÷ (8+12) か月 × 12か月  
= 14,400千円

18 自己資本額

直前年度分決算の値を記入してください。

①払込資本金

・直前決算時の欄は、財務諸表類の貸借対照表より、払込資本金を記入してください。

② 準備金・積立金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>決算後の増減額</b>の欄は、直前年度決算後に資本金の増減があった場合に該当金額を記入してください。</li> <li>・ <b>合計</b>の欄は、上記の2つの金額を足した金額を記入してください。また、( )には、外国資本の金額を再掲してください。</li> <li>・ <b>直前決算時</b>の欄は、財務諸表類の貸借対照表より、法定準備金(資本準備金+利益準備金)+任意積立金、評価差額を記入してください。</li> <li>・ <b>剰余(欠損)金処分</b>の欄は、「利益処分」の準備金・積立金を記入してください。なお、準備金・積立金から取り崩した準備金・積立金がある場合は、その額を差し引いた額を記入してください。</li> <li>・ <b>決算後の増減額</b>の欄は、直前年度決算後に準備金・積立金の増減があった場合に該当金額を記入してください。</li> <li>・ <b>合計</b>の欄は、上記の3つの金額を足した金額を記入してください。</li> </ul>
③ 次期繰越利益(欠損)金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>剰余(欠損)金処分</b>の欄は、「利益処分」又は「損失処分」の繰越額を記入してください。</li> <li>・ <b>合計</b>の欄は、上記と同じ金額を記入してください。</li> </ul>
④ 計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各項目の計を記入してください。</li> </ul>
19 外資状況	<p>外国資本がおおむね50%を超える場合に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>1 外国籍会社 [国名: ]</b>…国籍が外国の会社である場合は、その国名を記入してください。</li> <li>・ <b>2 日本国籍会社 [国名: ]</b>…国籍は日本の会社であるが、資本の100%が外国である場合は、その出資先企業等の国籍のある国名を記入してください。</li> <li>・ <b>3 日本国籍会社 [国名: ] (比率: %)</b>…国籍は日本の会社であるが、資本の一部が外国である場合は、その出資先企業等のある国名及び出資比率を記入してください。</li> </ul>
20 経営状況	<p><b>流動資産 (千円)</b>及び<b>流動負債 (千円)</b>には、直前年度分決算の貸借対照表の流動資産・流動負債を記入してください。また、流動比率も記入してください。</p> <p>※流動比率は小数点以下を四捨五入してください。  ※流動資産があり、流動負債が0の場合は、<b>(%)</b>の欄に99.9%と記入してください。  ※適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれの値の平均値を記入してください。</p>
21 営業年数	<p>会社設立後の営業年数を満年数で記入してください。</p> <p>※途中、休業期間のある場合は、その分を差し引いてください。  ※適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれの値の平均値を記入してください。</p>
22 常勤職員の人数	<p>常勤職員の人数を記入してください。</p>

※適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれの値の合計人数を記入してください。

23 設備の額

上記16で「物品の製造」を選択した場合は、財務諸表類の貸借対照表の「有形固定資産」（ただし、減価償却後の額であること。）より、①機械装置類には、機械装置の金額を、②運搬具類には、車両運搬具の金額を、③工具その他には、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定並びにその他の金額（土地、建物〔その付帯設備を含む。〕は、含まないこと。）を記入してください。

※適格組合にあつては、組合及び構成組合員の合計額を記入してください。

24 主要設備の規模

上記16で、「物品の製造」を選択した場合は、必ず当該業種に係る自社の主要設備をできるだけ詳細（品名及び台数）に記入してください。

※上記16で物品の製造を選択し、上記23が”0”の場合は理由を記入してください。



## 「営業品目の具体的事例」

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
物品の製造 （物品の販売 も同様）	(1)衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
	(2)ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製 灯塔等
	(3)窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
	(4)非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、 ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、 手工具、ブイ（標体）等
	(5)フォーム印刷	フォーム印刷
	(6)その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
	(7)図書類	書籍、新聞、出版等
	(8)電子出版物類	CD-ROM等
	(9)紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	(10)車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、 散水車、除雪車、ブルドーザー、フォーク リフト、トラクター等
	(11)その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
	(12)船舶類	大型船舶、小型船舶、船舶用機械、船舶 部品等
	(13)燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
	(14)家具・什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
	(15)一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、 旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用 機械器具等
	(16)電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機 器、配電盤、交通管制機器、レーダー、 交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電 池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨 量装置等
	(17)電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェ ア等
	(18)精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理 化学機器、気象観測機器、光学機器等
	(19)医療用機器類	検査試薬、医薬品、医療用消耗品、MR I、ベット等
	(20)事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
	(21)その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器 具、自動車検査用機械器具、林業用物品 等
	(22)医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、 検査試薬、医療用ガス等
	(23)事務用品類	事務用品、文具等
	(24)土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、 砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミ ラー、スノーポール等
	(25)その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農 薬、食料品、その他

## 「営業品目の具体的事例」

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
役務の提供等	(1) 広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
	(2) 写真・製図	写真撮影、製図、製本等
	(3) 調査・研究	調査、研究、検査等
	(4) 情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
	(5) 翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	(6) ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
	(7) 会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、設営等
	(8) 賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
	(9) 建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
	(10) 運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
	(11) 車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
	(12) 船舶整備	船舶の整備
	(13) 電子出版	CD-ROM製作等
	(14) その他	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他
物品の買受け	(1) 立木竹	ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く
	(2) その他	鉄屑回収、古紙回収等